カ　次式により全データの電力総和を求め、バースト時間率の逆数を乗じた値をP_Sとする。
　なお、参照帯域内のＲＭＳ値を用いる場合も、測定値にバースト時間率の逆数を乗じた値を測定結果とする。

$$P_s=\left(\sum_{i=1}^{n}E_i\right)\times\frac{S_w}{RBW\times k\times n}$$

P_S　：各周波数での参照帯域幅内の電力総和の測定値（W）
E_i　：１サンプルの測定値（W）
S_W　：掃引周波数幅（MHz）
ＲＢＷ：分解能帯域幅（MHz）
ｋ　：等価雑音帯域幅の補正値
ｎ　：参照帯域幅内のサンプル点数

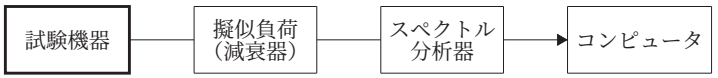
キ　信号発生器の周波数を搬送波周波数＋2.5MHz、＋５MHz又は＋10MHzに設定し、スペクトル分析器の中心周波数を搬送波周波数－2.5MHz、－５MHz又は－10MHzに設定し、エからカまでの手順を繰り返す。
ク　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

⑵　帯域外領域における送信相互変調積（P_t）の測定
ア　信号発生器から送信波より30dB低いレベルの無変調信号を発生させる。
イ　信号発生器の周波数をチャネル間隔が2.5MHzの場合は搬送波周波数－５MHzに、チャネル間隔が５MHzの場合は搬送波周波数－10MHzに、チャネル間隔が10MHzの場合は搬送波周波数－20MHzに設定する。スペクトル分析器を２⑷のように設定する。チャネル間隔が2.5MHzの場合は搬送波周波数＋3.75MHzから＋6.25MHzまでの周波数、チャネル間隔が５MHzの場合は搬送波周波数＋7.5MHzから＋12.5MHzまでの周波数、チャネル間隔が10MHzの場合は＋15MHzから＋25MHzまで周波数の範囲を掃引する。
ウ　イの掃引を行い、それぞれの帯域で電力の最大値を求める。探索した値が設備規則の許容値を満足する場合は、探索した値をP_tとする。
エ　探索した値が設備規則の許容値を超えた場合は、探索した値の最大が得られた周波数でスペクトル分析器を２⑸のように設定し、バースト内平均値を求めP_tとする。
オ　信号発生器の周波数をチャネル間隔が2.5MHzの場合は搬送波周波数＋５MHz、チャネル間隔が５MHzの場合は搬送波周波数＋10MHz、チャネル間隔が10MHzの場合は＋20MHz、スペクトル分析器の中心周波数をチャネル間隔が2.5MHzの場合は－3.75MHzから－6.25MHzまで、チャネル間隔が５MHzの場合は搬送波周波数－7.5MHzから－12.5MHzまで、チャネル間隔が10MHzの場合は－15MHzから－25MHzまでの範囲を掃引し、⑵ウ及びエの手順を繰り返す。
カ　チャネル間隔が2.5MHz及び５MHzの場合に搬送波周波数近傍の範囲において、測定値が設備規則に規定する許容値を超える場合は、⑴ウからカまでの方法を用いることができる。
キ　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

５　試験結果の記載方法
⑴　４⑴で求めた結果は、上側隣接チャネル領域及び下側隣接チャネル領域の送信相互変調電力の最大の１波を周波数とともに、P_U又はP_LとしdBm／MHz単位で表示する。
⑵　複数の空中線を有する場合は、それぞれ空中線端子の送信相互変調電力の絶対値を求め周波数ごとに真数で加算して総和を求める。隣接チャネル領域の送信相互変調電力の総和をP_U又はP_Lとし、dBm／MHz単位で記載するとともに、それぞれの空中線端子ごとの測定値を記載する。
⑶　４⑵で求めた結果は、設備規則に規定する帯域ごとに最大となる１波をdBm／MHz単位で記載する。
⑷　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子の測定値において周波数ごとの総和を記載するとともに、それぞれの空中線端子ごとの測定値を記載する。

６　その他
⑴　２の搬送波周波数は、割当周波数とする。
⑵　妨害信号を付加する場合は、アイソレータ、増幅器等を使用することができる。
⑶　測定結果が許容値に対して３dB以内の場合は、スペクトル分析器のＹ軸スケールの絶対値を電力計及び信号発生器を使用して確認する。
⑷　スペクトル分析器の検波モードの「サンプル」の代わりに「ＲＭＳ」を用いることができる。
⑸　５⑵及び⑷の場合は、それぞれの空中線端子の測定値が、設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値を超える周波数において参照帯域幅内の値の総和を求める。この場合において、すべての空中線端子において設備規則に規定する許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線端子の測定値に空中線の数を乗じた値を記載する。
⑹　複数の空中線端子を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシチ等ですべての空中線端子が同時に電波を発射しない場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とする。この場合において、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線端子によって測定値が異なる場合は、すべての空中線端子で測定する。
⑺　複数の空中線端子を有する場合であって、アダプティブアレーアンテナを使用する場合は、一の空中線電力を最大として測定するほか、空中線電力の総和が最大になる状態に設定し他の空中線端子を測定する。
⑻　試験機器の状態として、全サブキャリアが同時に送信する状態であって、バースト時間内にサブキャリアの送信が停止しない条件で測定する場合に限り、２⑶における検波モードをサンプルとすることができる。

八　隣接チャネル漏えい電力
１　測定系統図



２　測定器の条件
⑴　スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	チャネル間隔が2.5MHzの場合、搬送波周波数±2.5MHz
	チャネル間隔が５MHzの場合、搬送波周波数±５MHz
	チャネル間隔が10MHzの場合、搬送波周波数±10MHz
掃引周波数幅	チャネル間隔が2.5MHzの場合、2.4MHz
	チャネル間隔が５MHzの場合、4.8MHz
	チャネル間隔が10MHzの場合、9.6MHz
分解能帯域幅	30kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド
掃引回数	波形の変動が無くなる程度の回数

⑵　ＲＭＳ検波機能のあるスペクトル分析器を用いる場合で、送信バースト時間内において、全サブキャリアが同時に送信する状態にできる場合は、隣接チャネル漏えい電力最大値探索時のスペクトル分析器の設定は、次のようにする。

中心周波数	チャネル間隔が2.5MHzの場合、搬送波周波数±2.5MHz
	チャネル間隔が５MHzの場合、搬送波周波数±５MHz
	チャネル間隔が10MHzの場合、搬送波周波数±10MHz